

書 評

『相続と保険の実務 改正民法(相続法)対応』

松嶋隆弘、井口浩信、吉原恵太郎 編著

生命保険、損害保険と  
もに、人が死亡すること  
によって、保険金請求権  
が発生することがある。  
その点で保険は、人々の  
生活の中で、相続と同じ  
場面で登場することが少  
なくない。本書は、民法  
及び家事事件手続法の一  
部を改正する法律(平成  
30年法律第72号)により

改正され、令和2年に完  
全施行された相続法の改  
正を踏まえつつ、相続と  
保険の実務に携わる生損  
保会社または保険代理店  
の担当者、相続実務に携  
わる弁護士等に向けた解  
説書である。  
編著者であり、本書の  
企画者である松嶋隆弘教  
授は、中小企業法を専門

領域として日本大学法学  
部で教鞭を執りながら、  
税法、相続法、民事手続  
法、金融法等に跨がる幅  
広い分野で多数の論文を  
発表し、かつ、日常的  
に、企業法務、法廷実務  
を第一線で行っている弁  
護士である。理論的な整  
理と具体的な実務におけ  
る指針がバランスよく配  
置された本書の多面的な  
構成と内容は、その経験  
のたまものといえる。  
生命保険制度および損  
害保険制度と相続制度と  
の制度の成り立ちや目的  
の違いから、直ちに保険  
金請求権の成否に相続法  
の規律が関わるわけでは  
ないことは、日常的に保

険、相続実務に携わる者  
であれば自明のこととい  
えよう。しかし、個別具  
体的な論点において、全  
く影響のないものか、一  
定の影響を受けることが  
あるかについては、少な  
くとも、その全体像を示  
している。まずは、この  
章に目を通すだけでも、  
本質的な理解を得ること  
ができる。相続実務に多  
大な影響を与えた最高裁  
の前提として確認できる  
条文・制度を要領よく概  
説して、読者が本書以外  
の他の文献を読まずと  
も、両分野の基礎知識  
が自ずと個別論点の理解  
の前提として確認できる

ように工夫されている。  
しかも、これらに関わる  
最新の実務の具体的な運用  
にも言及されており、改  
正法に基づき遺産分割お  
よび遺留分侵害請求実務  
の概説として、簡にして  
要を得た記述は、実務ハ  
ンドブックとしての利用  
に適するといえよう。  
これらの各章では、基  
礎知識をひととおり確認  
した上で、相続と保険と  
が交錯する具体的な場面  
を提示している。その  
上で、最高裁平成16年10  
月29日決定(民集58巻7  
号1979頁)が示し  
た、特段の事情の要件に  
関して、この決定後に下  
された下級審の裁判例か  
ら、代表的な肯定例と否  
定例を挙げて、実務にお  
ける判断の方向性を示そ  
うと試みている。  
第4章は、本書全体の  
検討を踏まえた総括とも  
いえる、保険金の受領の  
実務に関する章であり、  
保険金受領の場面で生じ  
得る論点と具体的手続に  
ついて述べられている。  
この章の著者は、編者で  
もある二人、すなわち、  
保険業界出身で現在は日  
本大学で教鞭を執る井口  
浩信氏、損害保険実務を  
主たる活動領域としてい  
る弁護士吉原恵太郎氏  
の両名となっている。こ  
の両氏が担当したこと  
も、保険実務に密着した



れは結果の成否に影響を  
与えるのかを、保険契約  
を締結しようとする顧客  
や紛争当事者となった依  
頼者、相談者に平易かつ  
正確に説明することは必  
ずしも容易ではない。  
本書は、第1章総論に  
おいて、今般の相続法の  
改正内容の要点をコンパ  
クトに解説した上で、生  
命保険と損害保険の各請  
求権が相続法理の中で基  
本的にどのように扱われ  
るのか、その全体像を示  
している。まずは、この  
章に目を通すだけでも、  
本質的な理解を得ること  
ができる。相続実務に多  
大な影響を与えた最高裁  
の前提として確認できる  
条文・制度を要領よく概  
説して、読者が本書以外  
の他の文献を読まずと  
も、両分野の基礎知識  
が自ずと個別論点の理解  
の前提として確認できる

ごとの論点を掘り下げて  
詳論している。例えば、  
まず、各所の記述におい  
て、保険金請求権の固有  
性と相続財産からの独立  
性を繰り返し強調して、  
原則として、保険金請求  
権が遺産分割手続や遺留  
分侵害請求に影響を与え  
ないこととなる理論的支

柱を提示している。その  
上で、最高裁平成16年10  
月29日決定(民集58巻7  
号1979頁)が示し  
た、特段の事情の要件に  
関して、この決定後に下  
された下級審の裁判例か  
ら、代表的な肯定例と否  
定例を挙げて、実務にお  
ける判断の方向性を示そ  
うと試みている。  
第4章は、本書全体の  
検討を踏まえた総括とも  
いえる、保険金の受領の  
実務に関する章であり、  
保険金受領の場面で生じ  
得る論点と具体的手続に  
ついて述べられている。  
この章の著者は、編者で  
もある二人、すなわち、  
保険業界出身で現在は日  
本大学で教鞭を執る井口  
浩信氏、損害保険実務を  
主たる活動領域としてい  
る弁護士吉原恵太郎氏  
の両名となっている。こ  
の両氏が担当したこと  
も、保険実務に密着した

からず判断に迷うことも  
ある。  
また、過去の裁判例に  
おいて画一的基準で判断  
されていない問題に関し  
て、どのような事情があ  
るか、その全体像を示  
している。まずは、この  
章に目を通すだけでも、  
本質的な理解を得ること  
ができる。相続実務に多  
大な影響を与えた最高裁  
の前提として確認できる  
条文・制度を要領よく概  
説して、読者が本書以外  
の他の文献を読まずと  
も、両分野の基礎知識  
が自ずと個別論点の理解  
の前提として確認できる

ごとの論点を掘り下げて  
詳論している。例えば、  
まず、各所の記述におい  
て、保険金請求権の固有  
性と相続財産からの独立  
性を繰り返し強調して、  
原則として、保険金請求  
権が遺産分割手続や遺留  
分侵害請求に影響を与え  
ないこととなる理論的支

理論と実務における指針をバランスよく配置

[評者] 山崎雄一郎 (弁護士・みとしろ法律事務所)

事項索引だけでなく、  
判例索引も充実してお  
り、はしがきにもあると  
おり、まさに生命保険・  
損害保険と相続の実務に  
関わる実務家の座右の書  
として活用されることが  
期待される一冊である。  
(A5判/252頁、  
保険毎日新聞社刊、21年  
1月30日発行、本体価格  
3000円十税)